

「犯罪から身を守るための暮らしの法律知識」



弁護士法人 鷹匠法律事務所
所長弁護士 大橋 昭夫

1、はじめに

- 静岡県警の調査によると、オレオレ詐欺(振込め詐欺)という息子や孫、甥などをかたる詐欺電話が増加しており、2015年には、その他の詐欺事案とあわせ4204件にもなり2014年に比べ1500件も多くなっている。

そして、2016年10月末日現在で、2015年同時期よりも増加し、被害額も約8億3000万円となり、5年連続で7億円を超えている。

種類別

名目	息子騙り	警察官騙り	オレオレ その他	還付金	架空請求	融資保証	その他の 特殊詐欺	計
平成27年	2,415	300	140	749	213	11	376	4,204
平成26年	1,854	150	68	127	112	18	365	2,694
増減	+561	+150	+72	+622	+101	-7	+11	+1,510

- 又、税務署などの公務員を装った税金を還付するなどという還付金詐欺も増加している。
- このような詐欺的手法は、年々増加しており、静岡県内でも多くの被害者を生み出している。これらの犯罪被害者の年齢層は多岐にわたっているが、特に高齢者の方が狙われている。
- 新聞に毎日のように、何百万円、何千万円、詐欺被害にあったという方の記事が出ている。
- 本日は、このような詐欺事案を取りあげ、このような犯罪から身を守るためにはどうしたらよいかを皆様と共に考えたいと思う。

2 オレオレ詐欺 — 静岡県警のホームページより

(1) その手口、実際にあった例

- ・ ある日、息子を名乗る男が泣きながら「お母さん助けてよ。」と電話をかけてきた。内容は、「職場の先輩に勧められて株を始めた。先輩を信用していたんだけどインターネットで取り返しのつかない損失を生じてしまい、会社の金を使いこんだ。このままでは会社をやめなければならないので、お父さんに内緒で200万円振込んで欲しい。」であった。
- ・ ある日、突然、電話がかかってきて、「息子さんが県のお金を使い込んだ。問題を大きくしないために穴埋めをしておいた方がよい。」
- ・ ある日、息子を名乗る男から「相談したいことがあるから、今日、そっちへ行っていいかな。」との電話があった。「いいよ。」と言ったところ、30分して、又、電話がかかってきた。男は沈んだ声で、「会社の経理の人にだまされた。自分が会社のお金を使い込んだことになっている。今日の午後、監査が入る。その前に半分ずつ返せば会社にばれない。」、「全部で490万円必要だが、今、都合がつくのは60万円だ。」
- ・ ある日、か細い声の男から「タケシだけど、お母さん。」と電話がかかってきた。A(母)は「どうしたの、元気がないね。具合でも悪いの。」と言うと、男は「困ったことが起きた会社の上司にインサイダー取引に誘われた。必ず儲かるとのことだったので、集金したお金を使ってしまった。」、「今日中に60万円を入れないと会社に訴えられてしまう。その内の30万円を上司が貸してくれた。残りの30万円を送って欲しい。」

(2) 犯罪集団はどのような者か

- ・ 以前、暴力団やそれに類似する組織が「ヤミ金融」を行い、2, 3万円を借主の口座に振込み、ヤミ金業者の口座に法外な額を振込ませ、振込みがないと借主の職場や家族に嫌がらせの電話をかけるということが、警察の取締りと弁護士による不法原因給付(民法708条)を理由とする貸付金の返済の拒否ということもあって、最近ではこのような業者も少なくなった。
- ・ しかし、この集団がオレオレ詐欺や振込め詐欺に犯罪手法を変えているようだ。
- ・ 「かけ子」と呼ばれる役割の人間が無作為に個人宅に電話をかける。
- ・ 高齢者や欺されやすいような人が電話に出たら、上記のようなことを述べ、電話の相手を不安にさせる。
- ・ そして、電話の相手が何とか助けなければならないとの心理に乗じ、「かけ子」は銀行からお金をおろし、指定する銀行口座に送金して欲しいとの指示を出したり、情を知らない「受け子(現金の受取り役)」をして、電話の相手の自宅を訪問させたり、又、指定する場所に来てもらって現金を受領する。
- ・ たまに警察の「だまされたふり作戦」で「受け子」が詐欺罪で逮捕されることはあるが、その背後にいる犯罪集団の主謀者は逃げのびている。
- ・ 「受け子」や「かけ子」にお金が残っていないので、だまされてしまうと、ほとんどお金は返らない。
- ・ 振込め詐欺救済法があり、犯罪に利用された銀行口座は、被害者らの情報提供により、銀行が犯罪利用預金口座であるとの疑いがあると認めた場合、取引停止措置(口座凍結)が講じられる。
- ・ その後、預金債権消滅手続が開始され、被害回復分配金支払手続が開始されるが、ほとんどお金が返ってこないことが現実である。

(3)だまされないためには！

- ・全国の消費生活センターに寄せられる消費者生活相談の件数は減少傾向にあるが、高齢者の相談件数は 年々増加する傾向にある。
- ・その原因としては、高齢者の在宅率の高さ、若い世代に比較し、「老後の蓄え」をしている方が多い、健康や生活への不安をかかえている方が多い、判断能力の低下、高齢夫婦だけの世帯や高齢者の独り暮らしが増えているという高齢者の孤立があげられる。
- ・犯罪者は高齢者の上記のような特性を狙い、巧妙な演技者として登場する。
- ・だまされる人はごく普通の人
- ・犯人は家族のいない平日、特に火曜日に電話をかけてくることが多いという。
- ・土、日曜日の電話は少なく、月曜日も、祝日や振替休日など休日になることが多いため、休みあけの火曜日に集中するという。
- ・時間帯では午前9時から12時が最も多い。
- ・この時間帯にかけてくるのは、銀行が開店しており、お金の引き出しや振込みに時間の余裕があるからである。
- ・息子や孫をかたった電話が午後6時以降にもあるが、これは息子や孫等と信じ込ませるための事前電話であり、両親や祖父母の不安をあおる目的である。
- ・とにかく、犯人は演技しており、その家族の状況を何らの調査することなく適当に話しているのであるから、その話しに矛盾も多い。
- ・冷静になり、速断せず、又、あとで電話をかけ直すなどのことができれば、犯人の演技は必ず見抜くことができる。
- ・未遂に終わった例は、初めから詐欺だとわかる例もあるが、途中から詐欺だと気づいた例が多い。
- ・常日頃から、家族と連絡を取りあい、家族から孤立することのないようにするのが犯罪から身を守るために大切なことである。

3、還付金詐欺

- 静岡市清水区の高齢者夫婦宅に清水税務署の鈴木(仮名)を名乗る男から、「あなたが税金を多く納めていたことが発覚しました。過払い分を返金するので、すぐに携帯電話を持って、キャッシングディスペンサー(ATM)に行ってください。こちらから操作方法を教えますのでその場で返金できます。」との電話があった。

電話に出た夫は、少し不安に思ったが本当かもしれないと思い、「今から清水税務署に行く。」と答えた。

その男は「税務署ではなく、すぐにキャッシングディスペンサー(ATM)まで行って下さい。2日後には期限切れで過払い分は国庫に入ってしまいます。」と言った。

電話を切った夫は清水税務署に問いあわせ詐欺だと判明した。

- 上記は未遂に終わったが、税金や医療費の還付金等の名目で静岡県内でも多くの還付金詐欺が発生し、犯人はほとんど逮捕されていない。



4、架空請求詐欺



- ・「A社の株が販売されますが、あなたに株を買う権利があります。」などと電話にて架空の投資話しを持ちかけ、さらに「購入しないなら、名義だけでも貸してくれませんか。」、「名義を貸してくれればお礼をします。」などと名義貸しを持ちかける。

その後、名義貸しの承諾の有無にかかわらず、別の会社から「名義貸しは、違法だ。」、「お金を払わないと逮捕されることになる。」などと脅し、現金を送金させる手法である。

- ・手紙、葉書、メールなどを利用して、アダルトサイトや出会い系サイトの利用料や情報料などの架空の事実を口実とした料金を請求し現金を送金させる手法もある。
- ・架空請求詐欺は日常的にあり、被害にあうとお金はまず返ってこない。
- ・身に覚えのない請求は無視し、消費生活センターや警察に相談することが大切である。



5、訪問販売耐震工事



- ・ ひとり暮らしのAさんの自宅に「無料で耐震診断をします。」と言ってリフォーム業者が訪れた。Aさんは無料だからと思って業者に自宅の床下や天井裏を点検してもらったところ、業者が「このままでは東海地震ではなくても、少し大きな地震が来たら建物は直ぐに倒壊します。」「当社の開発した補強材を使えば安心です。」などと言ってしつこく耐震補強を勧めてきたため、根負けしたAさんは耐震補強工事をしてもらうことになった。業者が「一刻も早く工事しなければならない。」と急がすことから、Aさんは契約書も交わすことなく工事が始まってしまった、工事が終わると業者はAさんに300万円を請求してきた。不安になったAさんが検査機関に調べてもらおうと、補強材は意味がないことが分かった。
- ・ 業者がその営業所以外の場所で、商品の販売や役務の提供の勧誘を行って契約を締結させることは、特定商取引法にいう「訪問販売」にあたる。営業所以外の場所というのは、業者が消費者の自宅を訪れる場合だけではなく、路上で声をかけて店に連れ込むキャッチセールスなども含まれる。
- ・ 特定商取引法の訪問販売にあてれば、業者は契約の申し込みを受けた時に、「申込書面」という書類を「直ちに」交付しなければならない。また、実際に契約を締結する時には「契約書面」を原則として「遅滞なく」交付しなければならない(申込と契約を同じ時に行う場合には、「直ちに」交付しなければならない。)

- ・「申込書面」「契約書面」には、事業者の名前や商品の数量、種類や販売価格、支払時期や方法、契約書面交付時から8日以内であればクーリングオフできる（申込の撤回や契約の解除を行うこと）ことなど、省令で定められた事項を記載しなければならない。
- ・省令で定められた事項の記載された「申込書面」「契約書面」が交付されていない場合には、8日間が過ぎていてもクーリング・オフと言って、申込を撤回したり、契約を解除することができる。クーリング・オフをした場合には、代金を支払う必要はないし、支払った代金があれば返金を求めることができる。また、購入した商品があれば業者の費用負担で商品を返還することもできる。
- ・なお、「申込書面」「契約書面」を交付していないのでは、行政処分の対象になるし、場合によっては刑事処分の対象にもなる。
本件ではリフォーム業者が、書面交付していないのでクーリング・オフが可能であり、クーリング・オフ通知を出して代金の支払いを拒絶することができる。また、意味のない補強材を売りつけるような悪質な業者であるから、警察に被害届を出して詐欺罪として刑事事件にしてもらっても良い。

6、未公開株商法

- ・ Dさんの自宅に、X社のパンフレットが届き、後日、別の業者から「X社が近いうちに株式を上場する。」「有望な会社なので値上がりは確実」「Dさんが50株買ってくれれば当社が4倍の価格で買い取る。」「パンフレットが届いてるなら是非買って欲しい。」という電話があった。Dさんは、500万円を指定口座に振り込んでX社の株式を買った。振り込んだ数日後にX社の株券が送られてきたが、X社とも買取業者とも連絡が取れなくなってしまった。
- ・ いわゆる未公開株商法というものである。
従来は、「実在の株式非公開会社の株式が公開される。」という手口が多かった。
最近では実在しない会社や休眠会社の名前を使ってそれらの会社の株が公開されることを口実とした詐欺的勧誘が行われるようになった。あたかも本物のようなパンフレットや株券が送られてくるので信じて振込をしてしまう方が多いが、対象となった会社を調べてみると、何年も前に事実上倒産をして名義だけが残っていたり、設立されたばかりであったりと、実体がないことが分かる。

- ・従来は、振込口座を凍結する手段が有効だったが、最近では口座凍結を警戒して、銀行振り込みの方法は指定せず、ゆうちょの「レターパック」で私書箱に送付させたり、大胆にも直接自宅まで現金を取りに来るといった手口も増えている。
こういった「受け子」「出し子」はアルバイト感覚でやっている者が多く低年齢化しており、また実際の詐欺グループの 中枢部とは全く面識がないこともあって、末端を逮捕しても被害の実態が解明しないことが多い。
- ・口座凍結などによって、運よく損害の大部分を回収できる場合もあるが、だまされてから時間が経つと解決が困難になる傾向がある。また、現金を直接受け渡しているケースだと追跡がなかなか困難である。
- ・まずは周りの人が気付くこと、そして適切な相談機関に相談することが肝心だと思う。なかには相談機関を名乗ってさらに現金を詐取する者もいるので、面倒でも必ず相談場所まで出向くことが大切である。

7、最後に

- ・ 詐欺の犯人のだます技術は年々巧妙になり、「オレオレ」という息子ばかりでなく、警察官が出てきたり、弁護士役が出てきたり登場人物も多岐にわたっている。
最近の報道では、銀行協会の職員という者も登場している。
- ・ 又、現金を振り込ませるという方法だけでなく、レターパックで現金を直接、郵送させたり、銀行のキャッシュカードを手渡しで受けとり、暗証番号を聞き出し「出し子」と呼ばれる現金引き出し係が預金口座の現金をすべて引き出すという手口もある。
- ・ 他方、被害者となる一般市民の間には情報格差があり、警察や消費生活センターが啓発をしているにもかかわらず、さらに新聞やテレビで毎日のように報道されているにもかかわらず、オレオレ詐欺を含む特殊詐欺の知識がなく同種の被害にあい、多額のお金を失う者が多い。

被害にあわないために、安心、安全な生活をするためにも、私たちは、だまされない知識を身につけなければならない。



ご清聴ありがとうございました。